



募集中



全建愛知

## 一般建築物

# 石綿含有建材調査者講習

大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策が強化されました。事前調査を実施するために必要な知識を有する物として、「石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。講習を受講し修了考査に合格すると、一戸建て等を含む全ての建築物の事前調査ができる有資格者となります。

**2023年  
10月施行**

建築物の解体・改修工事の事前調査は、  
**「石綿含有建材調査者」**の資格が必要です。

- 開催日時 令和5年1月19日（木）～20日（金）
  - ・1日目（座学講習） 9時～17時30分予定
  - ・2日目（座学講習・試験） 9時～17時30分予定※2日間全てに参加していただきます
- 講習会場 全建愛知会館
- 定員 25名
- 受講料 48,600円（税込・テキスト代含む）
- 内容 講義（座学）・試験  
※資格取得には、全て講義を受講後に修了考査（試験）に合格することが必要です。
- 募集期間 令和4年10月11日（火）～12月23日（金）
- 受講資格 全建愛知の組合員、および組合員の従業員のみ。  
なお、裏面のいずれかの受講資格（受講区分）を満たす必要があります。

## 受講資格

受講区分	受講資格	実務経験年数
1	学校教育法による <b>大学</b> （短期大学を除く。）において、 <b>建築に関する正規の課程</b> またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による <b>短期大学</b> （修業年限が <b>3年</b> であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、 <b>建築に関する正規の課程</b> または <b>これに相当する課程</b> （夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（ <b>専門職大学の前期課程</b> にあつては、修了した者）	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による <b>短期大学</b> （同法による専門職大学の前期課程を含む。）または <b>高等専門学校</b> において、 <b>建築に関する正規の課程</b> 又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による <b>高等学校</b> または <b>中等教育学校</b> において、 <b>建築に関する正規の課程</b> または <b>これに相当する課程</b> を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（ <b>学歴不問</b> ）	建築に関する 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	/
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	/
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上

■ 申込・問い合わせ      全建愛知・労働対策部